

議案第14号

平成23年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成23年2月18日提出

狭山市長 仲川 幸成

平成23年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	61,250戸
(2) 年間総排水量	19,850,000 m ³
(3) 一日平均排水量	54,235 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	
①汚水管渠整備事業	969,429千円
②雨水管渠整備事業	74,873千円
③汚水管渠改良事業	64,890千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2,821,984千円
第1項 営業収益		1,988,623千円
第2項 営業外収益		633,361千円
第3項 特別利益		200,000千円

	支	出
第1款 下水道事業費用		2, 712, 749千円
第1項 営業費用		2, 141, 792千円
第2項 営業外費用		558, 903千円
第3項 特別損失		2, 054千円
第4項 予備費		10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額962, 973千円は、当年度分消費税資本的収支調整額50, 704千円、当年度分損益勘定留保資金912, 269千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1, 607, 964千円
第1項 企業債		1, 148, 300千円
第2項 他会計負担金		147, 152千円
第3項 国庫補助金		274, 000千円
第4項 工事負担金及び分担金		23, 512千円
第5項 寄附金		15, 000千円

支 出

第1款 資本的支出	2, 570, 937千円
第1項 建設改良費	1, 651, 820千円
第2項 企業債償還金	918, 117千円
第3項 予備費	1, 000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ414, 810千円及び573, 648千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 1, 002, 000	普通貸借又は 証券発行	4. 0%以内	借入先の融通条件による。ただし、 財政の都合により据置期間を短縮 し、若しくは繰上償還し、又は低利 に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	146, 300	同上	同上	同上
計	1, 148, 300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費294,816千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、263,409千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,760千円と定める。